

芦別市立小・中学校における いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

芦別市立芦別小学校 令和4年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、いじめ対策のための組織を設置して対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

芦別小学校における 「学校いじめ防止基 本方針」（概要）

本校においては、法第13条に基づき、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止に向けて、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるものという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、年2回以上の教育相談を実施し、未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

芦別小学校のいじめ 対策のための組織と 役割や活動

本校においては、法第22条に基づき、校長や教頭、当該学級担任、生徒指導係、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。生徒指導委員会にいじめ対策の機能を付加し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うための方策を検討し、方針を決め、全教職員ですべての事案に組織的に対応します。本委員会は、①いじめの未然防止・早期発見に向けた取組、②いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導、③保護者や地域との連携、④取組の検証などの役割を担います。

芦別小学校のいじめ 防止に向けた活動例

本校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組の一部は以下のとおりです。

- ・「人間としていじめは絶対に許されない」という毅然とした指導
- ・道徳の時間や人権教育、情報モラル教育を通じた、正しい判断力の育成
- ・奉仕的な体験活動の充実と積極的な参加
- ・教育相談やアンケート等による情報収集
- ・校内外における子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの実践
- ・学校や家庭において、子どものがんばりを認め、励ますこと

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

上記に記載したいじめ防止等の対策のための組織を設置していますので、気軽に相談してください。相談がある場合は、管理職や学級担任、相談しやすい教職員など、誰でも対応することができますので、遠慮せずに連絡してください。

連絡先 0124-22-2573 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
空知教育局教育相談電話 (電話)	0126-22-3912	



子ども相談支援
センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



芦別市立上芦別小学校『いじめ等防止基本方針』

平成26年2月策定
令和5年5月一部改訂

◎ いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ等防止基本方針」を策定した。

いじめの基本認識及び防止の基本姿勢は、下記のとおりである。

【いじめの基本認識】

- ・いじめはいかなる理由があったとしても絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめは加害者、被害者だけで捉えるのではなく、止めようとしていた児童、気づいていたがどうしようもできなかった児童、全く気付かなかった児童など、構造的に捉える。
- ・いじめやいじめの疑いがある場合、速やかに情報を共有し、事実を確認したうえで、被害児童の側に立って、いじめか否かの判断をする。

【いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）】

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壤づくり～

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ②子どもたちが多様性を認め互いに思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ①全教育活動を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ①児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ②環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ②児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、相手に恐怖や不安、嫌な思いをさせないような対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ①授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②PTA総会や各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ④基本方針について、保護者へ説明する。

Ⅱ 早期発見、早期解決～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ①教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ③いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ④いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- ①児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ②担任を中心に関係教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③いじめの芽となるような気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 日記や連絡帳の活用

- ①日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ①教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③いじめアンケート実施後等に教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

(5) いじめ実態調査アンケートの実施

- ①アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回程度実施する。その他、実態に応じて隨時実施する。

III 早期の適切な対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) 正確な実態把握

- ①当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。
- ②関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ①指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ②指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ①いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- ①いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ②保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ③授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

(5) いじめ発生後の対応

- ①加害と被害が入れ替わることにも注意し、継続的に指導・支援を行う。
- ②カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

IV いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

- ア. 目的 ○生徒指導上の問題行動に関する指導体制の確立と適切な指導を推進する。
- イ. 運営 ○生徒指導係、該当学年、教頭、養護教諭をもって組織する。
 - 委員会は、校長が必要に応じて開催する。
 - 生徒指導係が委員会の運営を行う。
 - 児童理解を深め、適切な対策・指導に当たる。
 - 資料、記録を整理し、保管する。
 - 家庭、関係機関との連携を密にする。

②「いじめ防止対策委員会」

- ア. 目的 ○いじめ防止に関する措置を実効的に推進する。
- イ. 運営 ○校長・教頭・生徒指導係・養護教諭・該当学年等をもって組織する。
 - 定期的に開催し、いじめ防止の取り組みについて協議する。
 - 生徒指導係が委員会の運営を行う。
 - いじめが発見された場合の早期対応にあたる。
 - 資料、記録を整理し、保管する。
 - 家庭、関係機関との連携を密にする。

(2) 相談体制やカウンセリング体制の充実

- ①いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ②スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制づくりを行う。
- ③児童理解に関する研修やカウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

V 重大事態への対応

重大事態とは、次の場合をいう。

いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

(1) 重大事態の発生

重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめではない」「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 調査組織の設置

第三者の参加を図った調査班を組織し、事実の把握に努める。

(3) 事実の確認

生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。

(5) 調査結果の報告

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。

教育委員会は調査結果を市長に報告する。

※ いじめを受けた生徒及び保護者が求める場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める時は、再調査を行う。再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

芦別中学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

芦別中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

○いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎいじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
○いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
○相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

芦別中学校
生徒指導委員会
(いじめ防止対策委員会)
組織の役割や活動

○組織構成
・教頭、生徒指導部、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー 等
○役割と活動概要
・校内外の相談体制の整備 ・いじめアンケートの実施・分析
・いじめに関わる状況整理および認知 ・いじめの指導方針の策定
・教育相談週間の設定 等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

○善惡の判断等の道徳的判断力等の道徳性を醸成する「道徳」授業の充実
○望ましい人間関係づくりに向けた特別活動・行事（体育大会・学校祭・修学旅行）や体験的な学習活動（職場体験 等）
○「いじめ」を自分事として捉え、異学年集団の中で多面的・多角的に考え、表現する体験的な学習、「ストップいじめ集会」等の実施
○生徒会代表による「芦別市子ども会議」への参加と本校での還流

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の芦別中学校のいじめ対策組織（生徒指導）担当は、吉井教諭です。

連絡先 0124-24-2111（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
●●教育局教育相談電話 (電話)	0126-22-3912	



道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメージキャラクター

芦別市立啓成中学校 いじめ防止基本方針

(令和4年4月 改訂)

いじめの基本認識

- いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されません。
 - いじめは、加害者、被害者だけで捉えるのではなく、止めようとしていた生徒、気付いていたけれど、どうすることもできなかった生徒、全く気付かなかった生徒など、構造的に捉えます。
 - いじめ又はいじめの疑いがある場合、速やかに学年部・生徒指導部まで情報共有し、校長まで報告、アンケートや聞き取り等で事実を確認し、被害生徒の側に立ち、いじめか否かの判断をします。
- ① いじめと認知した場合、校内でチーム（いじめ防止対策委員会）を組織し、加害生徒の指導、被害生徒の心のケア、保護者への説明、学級・学年全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
- ② いじめと認知しなかった場合でも、当該生徒への指導だけでなく、必要に応じて、学級全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
- ③ いじめが一度解決したとしても、被害生徒が「いじめられている」と感じた場合、「いじめが完全に解決したとは言えない」状態と考え、いじめ根絶に向けて、指導を続けます。

○「いじめ」とは

一定の関係のある者が、

- ・冷やかし、からかう。ものまねをしてバカにする。
 - ・「きもい」「うざい」「くさい」「ぶりっこ」などと悪口を言う。
 - ・ネットやスマホ、SNSやラインに悪口を書き込む。
 - ・仲間はずし、嫌がらせ。ものをとったり、隠したり、壊したりする。嘲笑う。
- など、相手に一方的につらい思いをさせてしまう行為です。

○「いじめ」は、なぜ起きるのか、なぜ止められないのか

- ・自分のイライラやストレスのはけ口としたり、「自分は上だ」と示すため。
 - ・遊びのつもりで、相手がつらい気持ちになっていることに気付かないため。
 - ・先生に告げ口したり、いじめに参加しないでいると、自分がいじめられるから。
- などが考えられます。

○「いじめ」についての間違った認識

●いじめられる側にも問題がある

→いじめという行為は許されるものではありません。

●いじめに打ち勝つ力も必要

→だからと言って、いじめを正当化してはいけません。

●過去に、相手も嫌なことをしたから

→だからと言って、いじめをしてはいけません。

●「訴えた者勝ち」ではないか

→いじめは見えにくいことから、訴えたら対応するのは当然です。

○参考

■いじめ防止対策推進法（国、平成25年）

第4条「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」

■いじめの防止等に関する条例（北海道、平成26年）

第4条「児童生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはいけません。」

1 いじめの未然防止の取組

(1) いじめ根絶の意識を風化させない生徒会の取組

- ① 生徒会主体の「いじめ根絶」の取組の実施
 - ・生徒会として、毎年、学校の実態を踏まえた企画をし、実行していく。
- ② いじめ根絶集会
 - ・年度の「いじめ根絶」の取組を振り返り、今後の取組の充実に生かしていく。
- ③ 「どさんこ☆子供地区会議」(空知局)「仲間づくり子ども会議」(芦別市)の成果の普及
 - ・これらの会議に参加した内容を集会や校内放送等を通じて啓発していく。

(2) 各学年・各学級における日常の指導

- ① 「いじめ」の恐ろしさを伝える指導
 - ・「いじめを受けた人」は、例えば、「世界でたった一人になった」「誰も信じることができなくなった」「自分の居場所がない」など、心に深い傷を受ける。その傷は一生消えることがない。「いじめをしてしまった人」も、「いじめの恐ろしさについて、もっと勉強しておけばよかった。」「いじめたということを一生、背負って生きていかなければならない。」と、心に傷を負う。
 - ・いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない、してはいけないことを繰り返し伝える。
- ② どうすれば、「いじめ」をなくすことができるか、考えさせる指導
 - ・一人一人が相手を思いやる優しい気持ちを持ち続ける。
 - ・中学生として、まわりを考えて言動する。自分がされて嫌なことはしない、言わない。
 - ・「いじめにつながる行為」に気付いたら、「声をかける」「注意する」「先生に伝える」など、必ず行動することを徹底する。
 - ・日常、教師自身が「共感的なかかわり方」で生徒と接する。

(3) 校長及び教職員の姿勢

- ① 校長及び教職員は、日頃から、生徒一人一人の人権を守る言動に心がける。
- ② 教員は、休み時間や放課後等、日常の生徒の様子の把握に努める。
- ③ 教員は、進んで、生徒一人一人の良さ、努力、持ち味を認める発言に心がける。
- ④ 各学級において、一人の欠席者を気遣ったり、欠席者が学校に来た時に温かく迎える。
- ⑤ 教科担任等は、学級の様子で気付いたことを学級担任に伝える。
- ⑥ 学年部を中心に、いつでも、誰でも、生徒の相談に応じることができるよう、努める。
- ⑦ 校内研修や職員会議において、本方針に基づく「いじめに関する内容」を必ず位置付ける。

(4) 保護者への意識啓発

- ① 学校だより等で、保護者にも知らせ、家庭での「いじめ根絶」についての協力を依頼する。
- ② P T A総会、研修会、役員会等、様々な場面で、保護者への意識啓発を図る。

(5) 学校評価への位置付け

- ① 自己評価の資料となる「生徒アンケート」「保護者アンケート」に、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」に努める。
- ② 学校関係者評価にも、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、学校の認識や取組に対する必要な意見・助言を求める。

2 いじめの早期発見の取組

(1) 教師と生徒、保護者との信頼関係づくり

- ① 「いじめは教師の見えないところで起きている」という認識のもと、ネット上も含めて、情報収集できるよう、生徒や保護者に「気になることがあれば伝えてほしい」と依頼しておく。
- ② 「先生に知らせてくれた人を責めることは絶対に許さない」と生徒全員に伝えておく。
- ③ 生徒一人一人との日常的な対話や声かけを大切にし、生徒が相談しやすい関係をつくる。

(2) いじめに関する相談窓口の情報提供

- ① 生徒指導部や教頭など、相談窓口を学校だより等で知らせておく。

(3) アンケート等の実施

- ① 年3回の道教委「いじめアンケート」、年2回の学校「生徒アンケート」により、早期発見に努める。

3 いじめの早期対応の取組

① チームを編成

- ・学級担任、学年部、生徒指導部長、教頭、校長、(必要に応じてスクールカウンセラー等)

② 事実確認

- ・アンケート、聞き取り、当該生徒との面談など

③ 指導方針の決定

- ・指導目標の明確化、全教職員への周知、チーム内の役割分担

④ 当該生徒への対応

- ・加害生徒への指導と謝罪の場の設定、更生に向けた助言
- ・被害生徒への心のケア

⑤ 当該生徒の保護者への対応

- ・情報を知らせ、学校の対応の不備を謝罪
- ・必要に応じて「関係保護者会」「保護者会」を実施

⑥ 学級又は学年全体への指導

- ・事実とその重大性の周知

- ・二度と起きないよう、考え方、話し合い、実行することを促す

⑦ 芦別市教育委員会への報告（必要な指導を受ける）

⑧ その後の状況把握

- ・「いじめは繰り返される」可能性があることを踏まえ、注意深く観察する

⑨ いじめの解消

- ・いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次のアとイの2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害生徒に心理的または物理的な影響を与える行為（ネット上も含む）が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること、心身の苦痛を感じていないかどうかを本人への面談等により確認する。

・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。校内組織（いじめ防止対策委員会）は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、次の場合をいう。

- いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめではない」「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。
- ② 第三者の参加を図った調査班を組織し、事実の把握に努める。
- ③ 生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供とともに、必要に応じて経過報告する。
- ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。
- ⑥ 調査結果は市長に報告する。
いじめを受けた生徒及び保護者が求める場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。
- ⑦ 調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める時は、再調査を行う。再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。

いじめ根絶の願い

大人一人一人が

「相手の気持ちを分かろうとすること」

「優しい気持ちで接すること」

を心掛けることにより、「いじめ」根絶につながると確信しています。

そして、この思いを、生徒一人一人が、未来へと受け継いでくれることを願います。

(令和4年4月 啓成中学校 校長及び教職員)

組織的ないじめ対応の流れ（フロー図）

発見

- 教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める
- 発見の方法等

日常の観察、アンケート調査、教育相談、生徒や保護者からの連絡等

情報収集

- 発見した教職員は、「いじめ防止対策委員会」（窓口指導部）に速やかに報告する
- 現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録する

● 把握（記録）する情報例

- 【時間・場所】 いつ、どこで発生したか
- 【関係人物】 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
- 【内容】 どのような行為を受けたか
- 【要因・背景】 動機やきっかけは何か
- 【状況】 現在も行為は継続しているか

事実確認・方針決定

- 「いじめ防止対策委員会」が会議を招集

報告・共通理解

報告

管理職
(校長・教頭等)

指示

※管理職から教育
委員会へ報告

適宜連絡

保護者
(加害者・被害者)

共通理解

報告

職員会議

共通理解

調査方針・分担を決定

調査班
必要な情報を収集し、事実関係把握

対応班
心のケアや安全確保など指導と支援

調査結果の報告

指導方針の決定、指導体制の編成

対処

- 「いじめ防止対策委員会」を中心に対処プランを策定する
- 対応班を中心にして、いじめの解消に向けた指導と支援を行う
- 対処プランの策定

解消

- 被害生徒本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき判断する。
なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含めるなどして、集団で判断する

組織的な対応を一例として示しているが、発生した事案の状況に応じ、柔軟かつ適切に対応することが求められる。